

在宅・車中泊避難者への支援等について

避難所関係担当者全国説明会
令和6年11月7日（木）

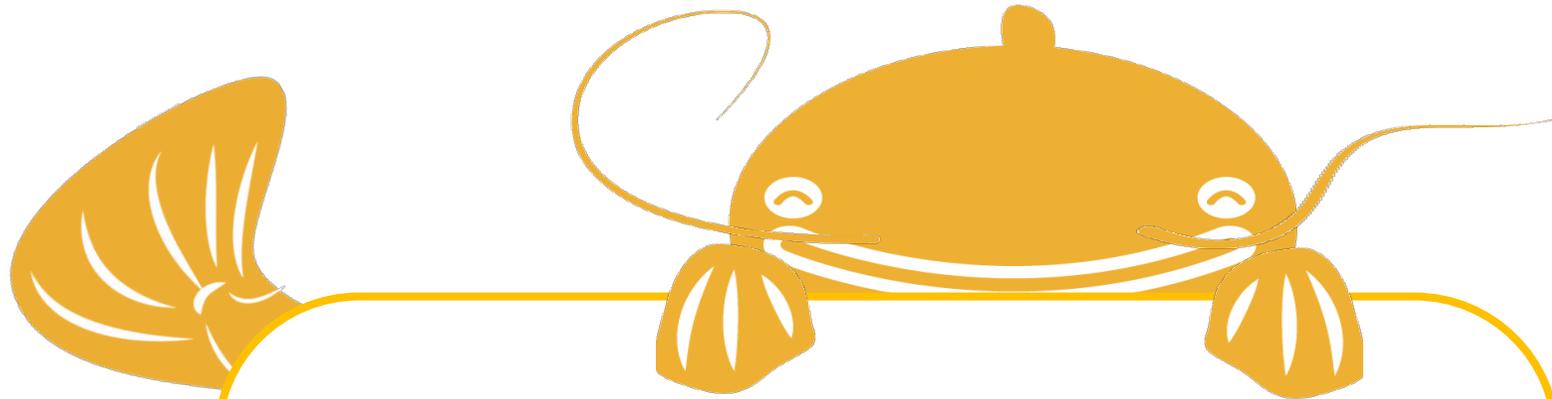
内閣府（防災担当）



備えるチカラ

#まいにちぼうさい





1. 避難所外避難者の状況
2. 避難者の状況把握
3. 避難所外避難者の支援拠点
4. 在宅避難者・車中泊避難者の支援
5. その他（災害ケースマネジメント等）

避難生活の環境変化に対応した支援の実施に関する検討会とりまとめ(概要)



- 近年の災害では、在宅や車中泊等で避難生活を送る避難者等が多く存在しているほか、新型コロナウイルス感染症拡大を受けて分散避難の取組が進むなど、避難者等の避難生活を取り巻く環境は大きく変化している。
- また、避難者の支援を全て行政職員が担うことには限界があるため、避難者等の支援に取り組む民間団体との連携が必要である。加えて、近年自宅等で災害関連死が多く発生していることや、今後南海トラフ地震等の大規模災害ではさらなる被害が想定されることから、これら避難所以外に避難する者の状況把握や支援方策の検討は喫緊の課題である。
- このため、内閣府では、「避難生活の環境変化に対応した支援の実施に関する検討会」を設置し、8回に渡り議論を行い、その成果をとりまとめた。

避難生活に係る基本的な考え方

<「場所（避難所）の支援」から「人（避難者等）の支援」への考え方の転換>

<官民連携による被災者支援>

<平時・生活再建フェーズとの連続性の確保>

<デジタル技術の利活用>

具体の取組

避難者以外の避難者等の支援の枠組み

- 危機管理、医療、保健、福祉、住宅、教育、住民制度など関係部局、民間支援団体が連携しつつ、避難者等の状況把握、避難所の運営や環境改善、在宅避難者等の支援等の被災者支援の業務を一元的に担う体制の構築を促す。

避難者等の状況把握

避難所以外の避難者の支援拠点

車中泊避難者の支援

【考え方】

- 発災直後から関係者が連携して避難者等の状況把握を行う。支援漏れを防止するため、状況把握を行う主体間の連携体制について平時から検討する。

【主な取組】

- 状況把握を行う主体の連携体制の整備
- アウトリーチを行う際の優先順位の検討
- 関係者が共通して使用する調査項目の検討
- 被災者自ら情報発信を行う仕組みの構築

【考え方】

- 在宅避難者等についても、避難所の避難者と同様に必要な支援を受けられるよう、支援拠点の設置や支援内容について平時から検討する。

【主な取組】

- 被災状況や避難所の状況等に応じて、在宅避難者の支援拠点を設置
- 機能に応じて自治会レベルの拠点や広域の拠点など様々な規模の支援拠点の設置を検討
- 支援拠点で食事や物資の支援、情報提供を実施

【考え方】

- 災害時には、やむを得ず車中泊避難を行う避難者等が一定程度発生することを想定し、地域の実情に応じた支援方策について平時から検討・準備する。

【主な取組】

- 住民への車中泊避難の注意点等の広報
- 車中泊避難を行うためのスペースを平時から検討・公表
- 水・食料に加え、弾性ストッキング等を備蓄・配布
- 保健師等と連携した健康管理を実施

平時からの取組

- 在宅や車中泊避難者に対する支援について防災計画等への位置づけ。地域コミュニティの取組については地区防災計画の活用も効果的。
- 災害協定の締結等を進めるとともに、支援に関わる多様な主体を巻き込み、在宅避難者や車中泊避難者の支援に係る訓練を実施。
- 平時における地域資源を災害時の支援拠点としても活用。
- 地域の防災力を向上させる取組を通じて自助・共助による支援能力を涵養するなど避難生活支援に携わる人材を育成。

【別冊】被災者支援に関するアンケート調査結果（全国の都道府県及び市町村に対し、在宅避難者や車中泊避難者の支援に関するアンケートを実施）

⇒多くの自治体が在宅避難者や車中泊避難者の支援の必要性を認識していると回答する一方、取組が進まない理由として、①制度上の位置づけの不明瞭さ、②ノウハウの不足、③人員不足等が指摘された。

1. 避難所外避難者の状況

これまでの災害における避難所外避難者の例①



- 岩手県では、平成23年の東日本大震災の発災直後、市町村を通じて、在宅で給食や物資の支援を受けている者を「在宅通所避難者」として把握している。
- 「在宅通所避難者」は、平成23年4月3日時点で24,327人（避難所避難者数24,693人）みられ、同年9月1日時点で0人となっている、避難所の閉所は10月7日であり、同程度の期間支援が実施されていた。

(単位：人)

時点	避難所避難者数	在宅通所避難者数
平成23年3月14日	51,491	-
4月3日	24,693	24,327
4月24日	18,664	22,857
5月31日	11,046	14,701
6月29日	7,038	2,301
7月25日	3,176	1,716
8月25日	112	50
9月1日	4	0
10月7日	0	0

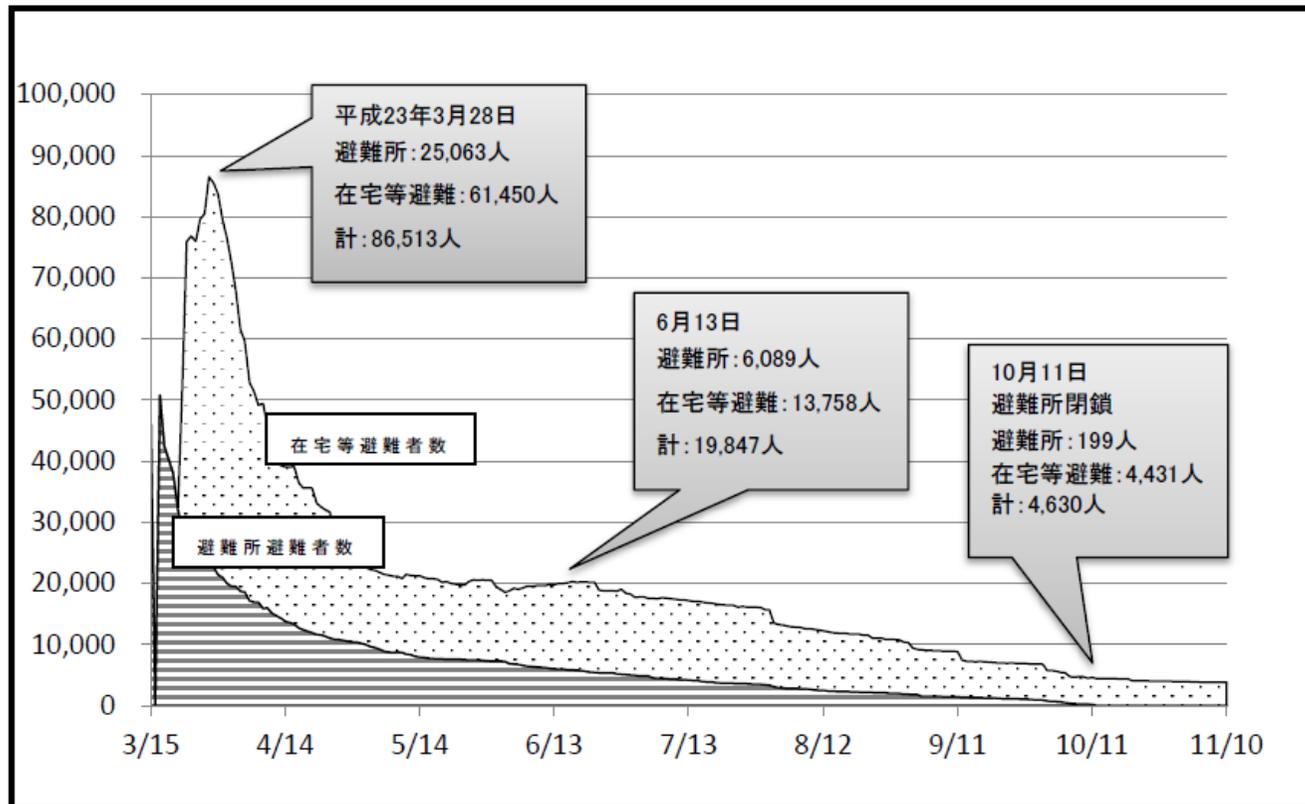
(注) 岩手県が、平成23年3月14日から避難所が閉鎖される同年10月7日までの間、把握・公表している「避難場所等一覧」に基づき、当省が作成した。

これまでの災害における避難所外避難者の例②



- 宮城県石巻市では、平成23年の東日本大震災について、3月15日以降の物資等の配布に係る必要数を把握するため、「避難所避難者数」及び「在宅等避難者数」を避難所が閉鎖された同年11月まで把握している。
- 「在宅等避難者数」は、発災から3週間程度経過した3月下旬時点で約6.1万人と、避難所避難者の倍以上が在宅で生活している状況となっており、避難所避難者の倍以上が在宅で生活している状況となっており、避難所避難者と在宅等避難者の合計は発災前の人口（16万826人※平成22年10月1日）の約半数を占めている。
- 発災から約3か月経過した6月中旬時点でも、約1.4万人の「在宅等避難者」が存在している。

(単位：人)



(注) 1 当省の調査結果による。

2 平成23年3月15日から17日までの間の「在宅等避難者」数は把握されていない。

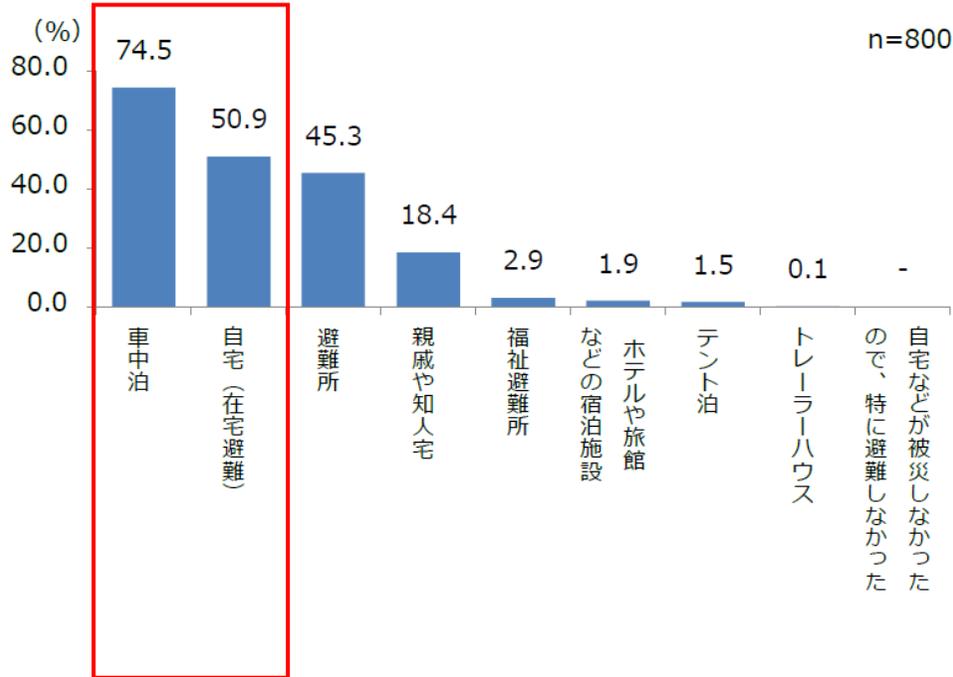
出典：総務省[2020]「災害時の「住まい確保」等に関する行政評価・監視－被災者の生活再建支援の視点から－結果報告書」



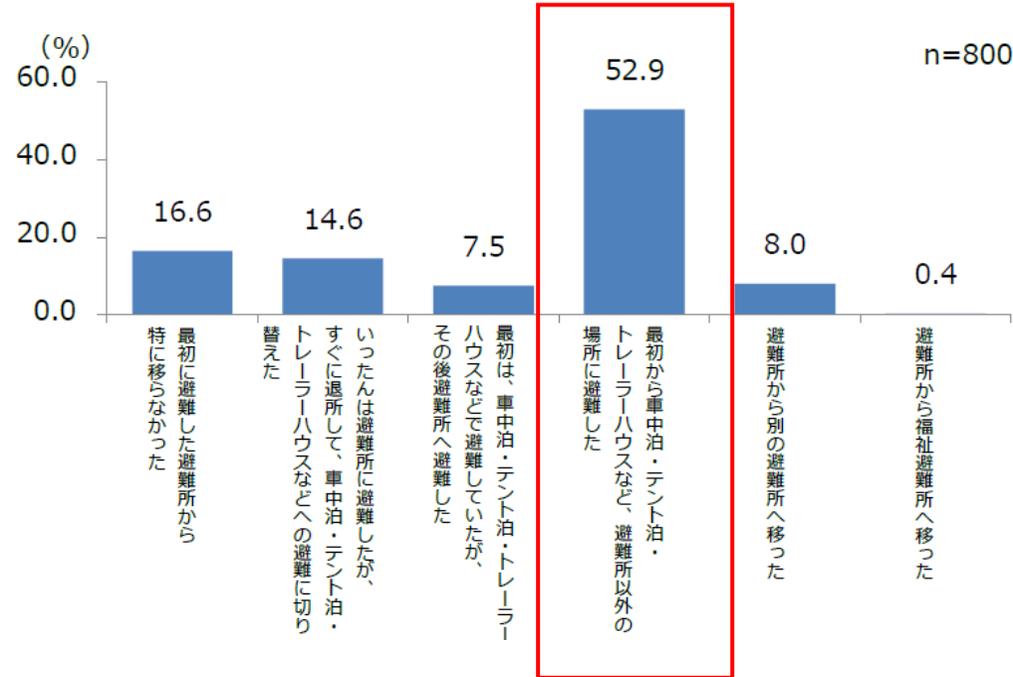
これまでの災害における避難所外避難者の例③

- 平成28年の熊本地震において避難者が避難先とした場所（複数選択可）について、回答者全体の74.5%が車中泊を経験したと回答しているほか、50.9%が自宅（在宅避難）を経験したと回答しており、避難所と回答した割合（45.3%）を上回っている。
- 避難場所の切り替えについて、全体の約半数が「最初から車中泊・テント泊・トレーラーハウスなど、避難所以外の場所に避難した」と回答している。

Q：熊本地震発生の際に、あなたが避難先として経験された場所について、当てはまるものをいくつでもお選びください。（避難者への調査）



Q：あなたは、熊本地震発生後の避難生活で避難場所の切り替えをしましたか。（いくつでも）（避難者への調査）

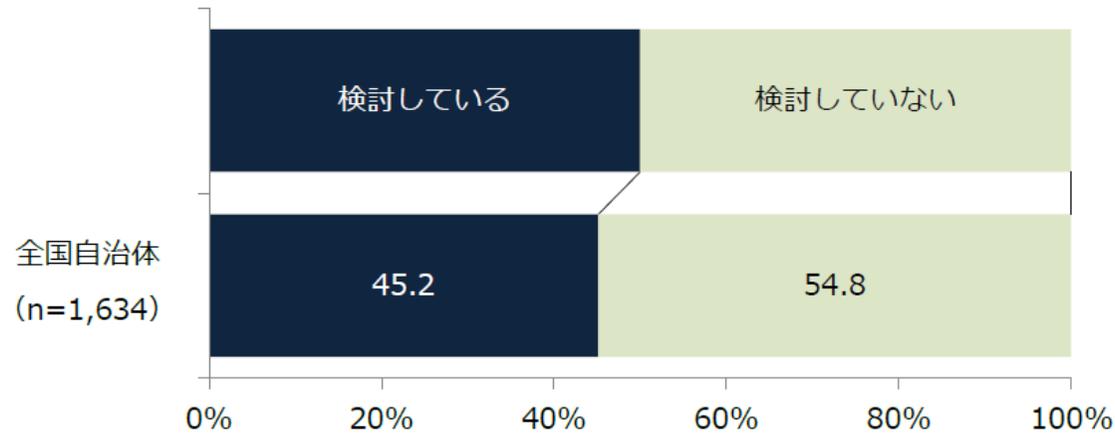




- 平成28年の熊本地震において、車中泊を行った理由として下記のような意見があった。
 - ・余震が怖くて避難所に避難したくなかった。
 - ・避難所が満員で、トイレも食事配給も長蛇の列で居られなかった。
 - ・自主避難所に避難したが、食事や水の配布がなかったため、車中泊に切り替えた。
 - ・年老いた祖母と、幼い姪っ子がいたため、避難所には行かなかった。
 - ・ペットがいるため避難所という選択肢を持てなかった。
 - ・乳児を連れて避難所にいたが、夜中に泣いてしまうため、夜は車中泊をした。
 - ・空き巣などが気になったため。
 - ・積載してある財産管理のため。

○ 災害時にテント泊や車中泊の避難者を想定した対応策を検討している自治体は、全体の45.2%に留まる。

Q：貴自治体では、災害時にテント泊や車中泊の避難者を想定した対応策を検討していますか。(ひとつだけ)(全国自治体への調査)



【検討していないと回答した自治体の回答理由】

- ・想定される避難者すべてを、市内の避難所で受け入れられるため
- ・避難所への避難誘導を優先して行うため
- ・エコノミークラス症候群の発症が懸念されることから、車中泊での避難は好ましいとは言えず、計画などに盛り込むと車中泊が肯定される懸念がある
- ・対応可能な施設やスペースがない
- ・テント泊や車中泊の避難者を想定していない
- ・必要性を感じない

2. 避難者等の状況把握



在宅・車中泊で生活する人

(ペットを飼育される方を含む)

平時から福祉サービス
を受けている
要配慮者
(高齢者、障害者、児童等)

平時は福祉サービス
を受けていない
要配慮者
(難病患者、外国籍の者、妊産婦 等)

要配慮者以外の者

アウトリーチによる状況把握

避難所・支援拠点に来院した際に状況を把握

ICT (アプリ等) を活用した情報発信

担い手
福祉事業者/保健師

担い手
保健師/職能団体
(高齢者等把握) /共助

担い手
保健師/自助・共助

外部支援
NPO/災害ボランティア



LINE、電話を活用した、避難所以外で避難生活を送る被災者の状況把握

登録内容

避難先・住所・氏名・生年月日、連絡先（電話番号・メールアドレス）など

※ご登録いただいた内容に変更があった場合は、お手数ですが変更登録をお願いいたします。

登録方法

LINEまたはお電話にてご登録ください。

LINEでの登録方法

石川県LINE公式アカウントにて友達登録し、表示される入力フォームに必要項目を入力してください。

- [石川県LINE公式アカウント（外部リンク）](#)



出典：石川県HP

お電話での登録方法

次の番号にお電話いただき、連絡先などをお伝えください。

- **電話番号:076-225-1959**※番号が変更となりました。（8月1日）
- 受付時間:（平日）9時00分から17時00分まで

※支援制度に関するお問い合わせ、ご相談などは、[電話相談窓口](#)へお電話ください。

次の6市町にも情報登録窓口を設置しています。

- 七尾市:0767-53-6880（防災交通課）
- 輪島市:0768-23-4872（被災者生活再建支援室）
- 珠洲市:0768-82-2222（総務課）
- 志賀町:0767-32-4964（地震被害に関する電話相談窓口）
- 穴水町:0768-52-3589（子育て健康課）
- 能登町:0768-62-8532（総務課）

届け出避難所（倉敷市）



○ 岡山県倉敷市では、地域防災力強化のため、平成25年度から、地域の集会所や企業・団体等から使用許諾を得た施設等を、災害時に避難所として自主防災組織が運営する場合、事前の申請により届出避難所として認定する取組を実施している。認定された場合には、備蓄品を市が支援することとなっている。

■ 対象の集会所等

- 1 災害時に避難所として使用することについて、所有者又は管理者の使用許諾を得てください。
- 2 災害の種別によって、開設に条件を付します。
※市の指定避難所（小学校や公民館など）を届出避難所とすることはできません。

■ 申請から認定、避難所開設から閉鎖までの手順

- 1 自主防災組織内で、避難行動を行う際に拠点とできるような集会所等がないか話し合う。
- 2 災害時の使用について、建物の所有者又は管理者の使用許諾を得る。
- 3 必要事項を記入した届出避難所設置申請書と添付書類を市へ提出する。
- 4 市は、提出された申請の適否を決定し、その旨を通知する。
- 5 備蓄品を配備する。
- 6 災害時に届出避難所を開設して、避難者人数等を市へ報告する。
- 7 開設後速やかに、開設時間、避難者数等を市へ報告する。
- 8 閉鎖後、届出避難所報告書を市へ提出する。

■ 備蓄品の配備

届出避難所に認定された場合は、施設等の収容可能人数により毛布、保存水、非常食を市の備蓄品として配備します。

収容可能人数	備蓄品	数量
1人から30人まで	毛布	10枚以内
	保存水	24本以内
	非常食	24食以内
31人から60人まで	毛布	20枚以内
	保存水	48本以内
	非常食	48食以内
61人以上	毛布	30枚以内
	保存水	72本以内
	非常食	72食以内

■ 避難所運営上の留意事項

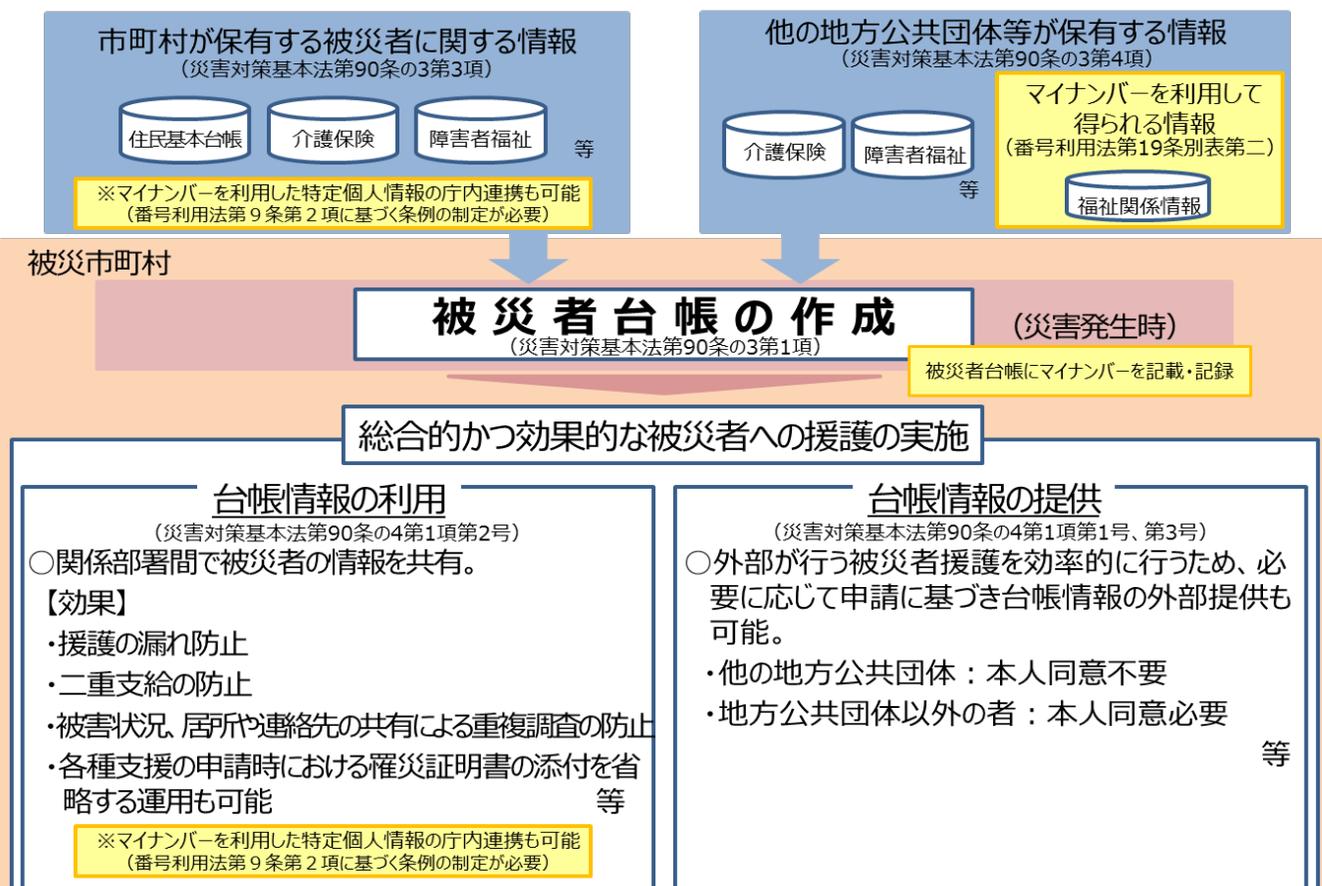
- 1 届出避難所の運営及び維持管理は、自主防災組織が自ら行うこと。
- 2 運営に関する費用のうち、備蓄品以外は自主防災組織の負担とすること。
- 3 届出避難所の運営又は利用に伴う事故等によって生じた被害にかかる賠償等については当事者の負担とすること。
- 4 備蓄品を使用した場合、又は、賞味期限を経過した場合は、市に連絡し補充を受けること。
- 5 届出避難所を廃止するときは、届出避難所廃止届を、市へ提出すること。



被災者台帳とは

災害発生時に市町村が行う被災者支援について、「支援漏れ」や「手続の重複」をなくし、中長期にわたる被災者支援を総合的かつ効率的に実施するため、個々の被災者の被害状況や支援状況、配慮事項等を一元的に集約するもの。
 （平成25年6月の災害対策基本法改正により新設（平成25年10月1日施行））

被災者台帳の作成、台帳情報の利用及び提供



被災者台帳の記載・記録事項

（災害対策基本法第90条の3、災害対策基本法施行規則第8条の5）

- ① 氏名
- ② 生年月日
- ③ 性別
- ④ 住所又は居所
- ⑤ 住家の被害その他市町村長が定める種類の被害の状況
- ⑥ 援護の実施の状況
- ⑦ 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
- ⑧ 電話番号その他の連絡先
- ⑨ 世帯の構成
- ⑩ 罹災証明書の交付の状況
- ⑪ 市町村長が台帳情報を当該市町村以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先
- ⑫ 前号に定める提供先に台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時
- ⑬ 被災者台帳の作成に当たって行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号を利用する場合には、当該被災者に係る個人番号
- ⑭ 前各号に掲げるもののほか、被災者の援護の実施に関し市町村長が必要と認める事項

3. 避難所以外の避難者の支援拠点

倉敷市における平成30年西日本豪雨の際の食事提供



- 平成30年7月豪雨では、指定避難所と在宅避難を併用している被災者もあり、指定避難所の避難者と在宅避難者との境が曖昧であった。
- 仮設住宅等への入居直後も、炊事等が難しいことなどから、食事の提供を望む被災者も多かった。こうした需要も含め、在宅避難者の数を正確に把握するため、在宅避難者へスタンプカードを配布し、指定避難所や公民館等における弁当の配給時には当該カードに「はんこ」を押すこととした。

在宅避難者用食事受取カード

10月1日(月)～10月15日(月)

No. 1

世帯主名 _____

世帯人数 _____

受取場所 真備公民館 蘭分館

配食時間

朝食・昼食 7:00～ 8:30

※朝食と昼食は同時にお渡しします。

夕食 17:30～19:00

- このカードは他の世帯に譲渡または授与できません。
- 食事の受取が不要になった場合はこのカードを受取場所まで返却してください。
- 食事数に変更があった場合は受取場所にて記載内容を変更しますのでお申し出ください。

10月

	日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5	6
朝							
夕							

	7	8	9	10	11	12	13
朝							
夕							

	14	15
朝		
夕		

事務処理欄



大町町における令和3年8月の大雨の際の支援交流拠点の設置



- 支援交流拠点は、在宅避難者に対する支援物資の拠点として、また、住民の生活相談拠点としての役割を果たすことを目的としている。
- 支援物資拠点としては、水・食料等の救援物資の配布のほか、他の指定避難所で調理した温かい食事の提供等を実施。
- 生活相談拠点としては、被災者のニーズ収集・在宅避難状況の把握等、生活相談等についての支援を実施。

大町交流拠点 フリースペースPeri.

現在フリースペースペリドットは支援活動拠点として、以下のことを行っています。

- ・送風機の貸し出し
- ・資機材の貸し出し
- ・お茶やタオルなどの支援物資の提供（被災者のみ）
- ・家屋の相談対応（専門家への相談もできます。）
- ・各種支援制度のご案内
- ・子どもの心のケアに関する相談

営業時間 9:30~16:00

お問い合わせ先：080-2579-9800



被災した方に役立つ情報を公式LINEアカウントにて配信しています。ぜひご登録ください。

フリースペースPeri.
LINEQRコード→



□ 具体的な支援物資の例

布マスク、不織布マスク、防塵マスク、防塵ゴーグル、ハンガー、スリッパ、使い捨てスリッパ、長靴、スニーカー、古タオル、生理用品、アルコールジェル、消毒スプレー、除菌用水溶液、懐中電灯、リンス、シャンプー、紙コップ、スプーン、汗拭きシート、毛布、タオルケット、マットレス、Tシャツ、ショーツ、パンツ、クイックルワイパー、ゴミ袋、ごみ袋、ごみバケツ、冷却パック、食料、飲料等

三鷹市の災害時在宅生活支援施設



- 三鷹市では、平時から災害時在宅生活支援施設の整備を進めている。
- 災害時在宅生活支援施設では、①仮設トイレの設置や、②炊出しの実施、③救援物資等の配給の実施が想定されているほか、これらに限らず地域の防災の活動拠点として、情報共有やコミュニティの「場」として活用が発展が期待されている。
- 原則として自治会等の地域住民による運営が想定されており、平時から訓練等も実施されている。

	避難所	災害時在宅生活支援施設
機能	市民が一定期間生活をする場所	自宅で避難生活を送る在宅避難者に対して、ライフラインの途絶等に伴うトイレや食事、情報提供などの一定の支援を行う場所
運営主体	自主防、学校、市などの避難所運営委員会	原則として、当該施設の町会・自治会を中心とする地域住民
開設基準	市内の被害状況や施設及び施設周辺の被害状況などに応じて、市災害対策本部長が決定する。	①市が開設を要請する場合（避難所がすでに開設されている状態で、ライフラインの途絶が継続している場合など） ②町会・自治会など地域住民が開設の必要があると判断した場合

▶ 具体的にどのような整備を行うのか

【ハード面】必要資器材の用意

標準項目	標準数量
炊出し釜（38リットル）	1台
テント（2間×1.5間）	1張
仮設組立トイレ（洋式）	2基
トイレトイレットペーパー	120巻
薪（5kg）	1箱
炊飯袋	5,000枚
給水袋	20枚



↑このマークが目印です

※資器材の内容については、町会・自治会等と事前に検討し決定する。



4. 在宅避難者・車中泊避難者の支援

在宅避難者・車中泊避難者の支援



- 避難所以外で避難生活を送る避難者について、保健師やDMAT等が先行して訪問を行い、状況の把握を実施。
- 避難所に物資を取りに来てもらえないなどの事例があったことから、在宅避難者等が、避難所に物資を受け取りに来られた際は、必要な物資を配布するよう内閣府より通知（1月8日付）。
- 内閣府より、避難所外被災者の支援のポイントを示し、状況把握や物資の配布・情報の提供、車中泊避難者への支援について、通知（1月17日付）。
- 石川県が自宅や車中泊、県内外の親戚宅等に避難された方などを対象に、連絡先等を登録する窓口を開設し、情報収集を実施。得られた情報については、住民票のある自治体に共有。
- また、在宅の高齢者、障害者等について、厚生労働省の被災高齢者等把握事業により、介護支援専門員や相談支援専門員、NPO等による個別訪問や必要な福祉サービスへのつなぎを実施。



在宅避難者向け支援物資の配布（珠州市）



避難所外被災者の支援のポイント

○ 災害関連死を防止するためには、避難所の確保及び生活環境の整備等の取組に加え、避難所外被災者の支援も重要。
（参考）平成28年熊本地震で発生した災害関連死218名のうち「自宅等」で亡くなられた方が4割弱（81名）

Point1：避難所外被災者の状況把握

- 訪問や電話等のアウトリーチの実施や、被災者自らの情報発信を促すこと
- DMAT、保健師、福祉関係者、自主防災組織、民生委員、災害支援NPO等の民間団体等、様々な主体と連携して実施することが効率的
⇒関係部局が連携し、情報連携を密に行うこと

○ その他の留意点：

- ・要配慮者の状況把握に当たっては、必要に応じ、避難行動要支援者名簿や個別避難計画に記載されている情報を活用すること
- ・要配慮者のいる世帯から訪問するなど優先順位を決めること
- ・支援関係者で被災者の個人情報共有できるように、適切に利用目的を明示すること
- ・1.5次避難、2次避難の案内、罹災証明書の申請案内など、必要な情報の提供を併せて行うこと

【参考】状況把握に当たって活用可能な事業（被災高齢者等把握事業（厚生労働省健康局））
被災者等の孤立防止のため、在宅高齢者等に対して、個別訪問等による早期の状況把握、必要な支援の提供へのつなぎ等、支援が届かない被災者をつくらぬ取組を一定期間集中的に実施するもの。※災害支援NPO等への委託も可 ※特定非常災害の場合は、補助率10/10

Point2：物資の配布・情報の提供

- 避難所は、避難所で生活する避難者だけでなく、避難所外被災者も支援の対象
⇒避難所外被災者に対しても、必要な物資・情報等を提供すること

Point3：車中泊避難者への支援

- やむを得ず車中泊される方への対応は、エコノミークラス症候群等の健康被害の防止が重要
⇒巡回等による健康管理、弾性ストックの配布、車中泊の注意点の周知に取り組むこと
⇒車中泊避難の早期解消に向け、環境の整った避難所等へ誘導

新編風が作成しているチラシ ▶

内閣府が石川県に示した避難所外被災者支援のポイント

避難所外避難者への支援の例（熊本県）



- 熊本県では、物資配布テントを設置し、避難所外避難者への物資の配布を行うとともに、国が手配した仮設トイレの設置、自衛隊や他県の給水車等の設置対応を行った。
- 保健師等の巡回時に、エコミークラス症候群予防啓発のチラシや弾性ストッキングの配布を行った。エコミークラス症候群の予防にあたっては、報道機関と連携して啓発を行った。

物資配布のテント



仮設トイレ



熊本県健康危機管理課、健康づくり推進課からのお知らせ

避難されている皆様へ

注意!

地震により長時間避難所で生活していると、エコミークラス症候群、感染症（インフルエンザ、ノロウイルスなど）、食中毒が発生する可能性が高くなります。避難所での集団生活では、以下の点に注意しましょう。

1 エコミークラス症候群対策

長時間足を動かさずに同じ姿勢でいると、エコミークラス症候群を起こす可能性があります。初期症状として、太ももから下の足が赤くなったり、腫れたり、痛み等が出現することもあります。足にできた血栓が肺に詰まり、突如の胸痛、呼吸困難、失神等の症状が出現し、大変危険な状態となることもあります。

【予防方法】

- (1) 長時間同じ（特に車中程度の窮屈な）姿勢でいないようにする。
- (2) 足の指をこまめに動かす、または歩く。
- (3) 適度な水分を取る。
- (4) 時々深呼吸をする。

2 感染症対策

- (1) せきをしている時は、マスクをつけましょう。
- (2) 食事の前やトイレの後には、水が出ない場合はアルコール等で手をきれいにしてください。
- (3) はだしで砂や土の上を歩かないようにしましょう。

3 食中毒対策

- (1) 調理時は清潔に努め、手洗いもしっかり行いましょう。流水がない場合は、ウェットティッシュなどで代用しましょう。
- (2) 生ものは避けて、**加熱したものを食べる**ようにしましょう。
- (3) 調理したものは、**早めに食べましょう**。
- (4) 食品は、**温度が上がらない冷暗所に保管**しましょう。
- (5) 食べ物が置いてある場所にペットなどの動物を近づけないようにしましょう。
- (6) 提供された食品は、消費（賞味）期限内に食べましょう。

4 その他

- (1) 具合が悪くなった場合は、**早めに医師等に相談**しましょう。
- (2) **食物アレルギーのある方は、食事にアレルギーが含まれていないか確認**しましょう。

連絡先：熊本県健康危機管理課 096-333-2247 熊本県健康づくり推進課 096-333-2208

普及啓発のチラシ

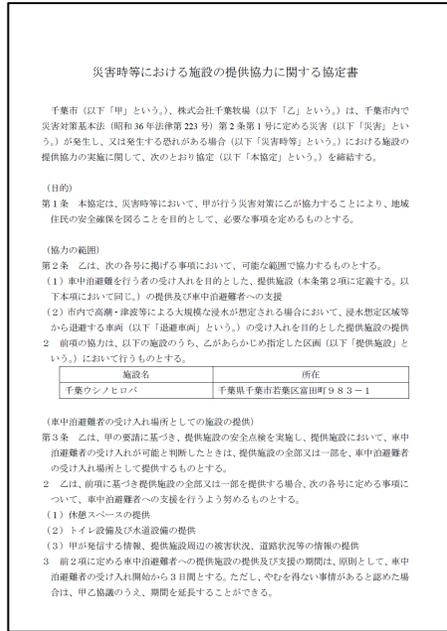
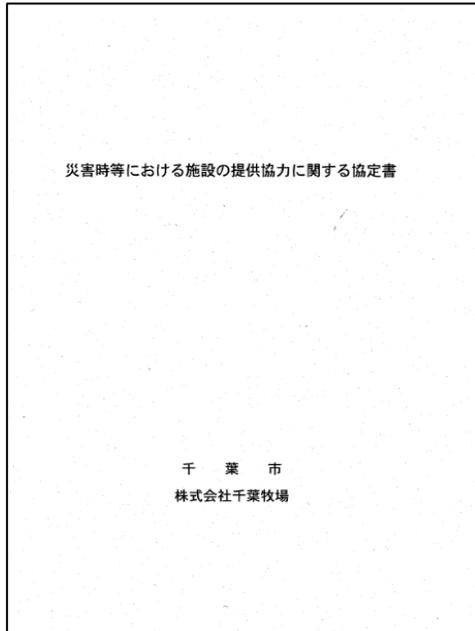


資料提供：熊本県

車中泊避難者の支援の例（千葉市）



○ 千葉市では、車中泊避難を行う者の受け入れを目的とした施設の使用や支援について、民間団体と協定を締結しており、協定の締結先は、災害時には、車中泊用のスペースの提供のほか、トイレ設備・水道設備の提供、被害状況や道路状況といった情報の提供を行うこととされている。



協定の概要

協力の範囲

- 車中泊避難を行う者の受け入れを目的とした施設の提供及び車中泊避難者の支援
- 市内で高潮・津波等による大規模な浸水が想定される場合において、浸水想定区域等から退避する車両の受入を目的とした施設の提供

施設の提供

- オートキャンプ場の一部にて、休憩スペースの提供、トイレ設備及び水道設備の提供、千葉市が発信する情報、施設周辺の被害状況、道路状況等の情報の提供を実施
- 施設の提供及び支援の期間は、原則として、受け入れ開始から3日間とされ、協議の上期間を延長することが可能

管理運営

- 車中泊避難者の受入場所における開設及び管理運営は、千葉市の責任において実施

費用負担

- 千葉市の要請に基づき（株）千葉牧場が行った協力活動に要した費用は、千葉市が負担するものとし、その金額等は協議のうえ決定



▲協定締結時の様子



▲協定先施設

車中泊避難者の支援の例（千葉県千葉市）



- 新潟県では、防災に役立つ各種パンフレットを作成し、防災意識啓発に活用している。車中泊についても、災害時にやむをえず車中泊避難をする場合に備えて、注意するポイントなどをパンフレットに整理し、公表している。
- 安全な車中泊避難を実施するためのポイントとして、①安全な場所を選ぶこと、②車中で体調を崩さないこと、③必要なものを用意することの3つを挙げている。

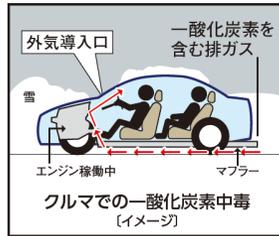
ポイント① 安全な場所を選ぼう！

☑ チェックしてみましょう！



場所選びは大切！

- 建物などが倒壊しても被害を受けない場所を選びましょう
地震の場合は、建物や電柱、看板などが倒れてくる危険があります。周辺に倒れてきそうな物が無いか、駐車する前に必ず確認しましょう。
- ハザードマップ上で災害リスクがない場所を選びましょう
ハザードマップは浸水や土砂災害が発生するおそれがある区域を着色した地図です。駐車場や避難経路が安全かどうか、事前に確認しておきましょう。
- 近くにトイレがあるか、物資が手に入るか確認しておきましょう
駐車する近くにトイレがあるか、水や食料などの物資の入手が可能な店舗などが近くにあるかなどを確認しましょう。
- 大雪時はマフラー周りに要注意！車の周辺や下を確認しましょう
自動車の周辺や下に危険物や可燃物がないか、定期的に確認しましょう。特に積雪時は、車のマフラーが雪で埋もれてしまうと、排気ガスが車内に逆流して、一酸化炭素中毒に陥るおそれがあり、非常に危険です。マフラー周りのこまめな除雪が必要です。
- 大雨時の屋外避難は危険！自動車避難は控えましょう
令和元年東日本台風では、屋外で亡くなった方のうち、54%が車での移動中に亡くなりました。避難経路が浸水する前に、早めに避難し、危険を感じたら、車での移動は控えてください。



ポイント② 車中で体調を崩さない！

☑ チェックしてみましょう！



次なる一歩に向けて健康であることが大事！

- 水平に、足を伸ばしたまま寝ることができるか確認しましょう
シートに座った（運転姿勢の）まま寝ることは極力避けましょう。シートに凹凸がある場合は、クッションや毛布などでできるだけ平らに。また就寝時には荷物を車外に出すなど広い空間を確保しましょう。フラットな状況が保持できるようなら車中避難生活もできますが、難しいようなら避難所等への避難を検討しましょう。
- 断熱、防寒対策を万全にしましょう
窓ガラスや床下からの熱や冷気が入るのを防ぐために、断熱マットなどで対策をしましょう。バスタオルや古新聞（理由：保温性、吸湿性が高く目張り利用可能）でも代用可。プライバシーの確保にもなります。また、車は密閉性が高いため、こまめな換気を行い、新鮮な空気を取り入れましょう。
- 携帯トイレを用意しましょう
トイレのことが気になって、食事や水分を十分に取らないと、エコノミークラス症候群を発症しやすくなります。公共のトイレが使えないことも考え、携帯トイレを必ず用意しましょう。
- 水分補給や適度な運動を心がけましょう
飲料水は1人1日3リットルが目安。普段から飲んで買いつけておくことと安心です。定期的に足の運動を行い、エコノミークラス症候群を予防しましょう。
- 少しでも異変を感じたら、ためらわずに119番に連絡をしましょう
疲れがたまりやすい災害時は、無理は禁物。すぐに助けを呼べるよう、スマートフォンやモバイルバッテリーを忘れずに。

ポイント③ 必要なモノを用意しよう！

安全な車中泊避難するために、普段からクルマの中に備えておこう！



- クッション、毛布
シートの凹凸を埋めるために使用。安眠・防寒対策にも。
- 断熱マット、バスタオル
断熱、防寒対策に必須。プライバシーの確保にも。
- 弾性ストッキング（着圧ソックス）
エコノミークラス症候群の予防に効果あり。着圧に注意が必要※です。※購入時に薬局・ドラッグストアで確認してください。



- 携帯トイレ
1人1日5回を目安に人数分の用意を。100円ショップでも購入可。
- 水、食料
最低3日分×人数分の備蓄が必要。飲料水は1人1日3リットルが目安。食料は調理不要なレトルト食品や菓子類・栄養補助食品がオススメ。
- 燃料（ガソリン）
災害時は給油が困難に。普段からこまめな給油を心がけて。



資料提供：新潟県

車中泊避難者の支援の例（高知県のいの町）



- 高知県のいの町は、仁淀川や支流である宇治川の水害や南海トラフ地震等の大規模災害に備え、安全に逃げる避難対策に取り組んでいる。
- エコノミークラス症候群などしっかり予防対策も行えば、車も避難所として十分考えられ、プライバシーも確保されるなど利点が多いことから、令和4年1月にいの町主催で高知防災プロジェクトや地域の自主防災会の協力の下、実際避難所となる施設の駐車場を使用し、「いの町車中避難所受入訓練」を開催。

実施日時：令和4年1月8日(土) 9:30～12:30

実施会場：すこやかセンター伊野 大会議室、駐車場

主催：いの町

協力：高知防災プロジェクト、さんすい防災研究所、伊野地区自主防災会連合会

訓練内容：避難所受付の開設後、避難者の健康状態の確認や避難者カードへの記入、車中避難を行う際の注意事項の説明、駐車許可書の発行、駐車スペースへの誘導を実施。次に、保健師も同行し駐車許可スペースに停めている避難者の巡回支援、健康状態の確認やこまめな水分補給、体操を行うよう注意喚起を行い、その後、適正な車の配置例を示したゾーニングを確認。



資料提供：いの町、高知防災プロジェクト、さんすい防災研究所
写真：内閣府「令和4年度広報誌「ぼうさい」」



- (一社)九州防災パートナーズでは、安全な避難の方法の1つとして「車中泊避難」を確立し、避難の選択肢を広げる観点等から、「車中泊避難所設置マニュアル」を策定している。
- マニュアルでは、車中泊避難所における必要な支援や役割と人員配置について、示されており、車中泊避難での必要な支援・役割として、巡回支援、情報支援、医療的支援、受付・誘導等が挙げられている。

第1節 車中泊避難所における必要な支援

- 運営体制と属性：運営に女性やその他属性の方の参加するようにする
- 巡回支援
各車両を見回り、車中泊避難者の「状況確認」「健康確認」を行う
- 情報支援：必要な情報を届ける
 - ・ 掲示板の設置
情報が掲示板に残る→情報を得る機会の逸失が少ない
情報を見に来る→身体を動かすきっかけ
 - ・ チラシ
車両の再配置など重要情報の周知に有効
 - ・ 回覧板
避難者相互の関係づくりに有効
日中人がいないときには回らない可能性あり
 - ・ LINEオープンチャット
設定が容易（個人アカウントからも設定可）
本部→避難者間の連絡手段として有効
名前の変更ができる
後からログの確認ができる
 - ・ FMトランスミッター
FMラジオを介した情報伝達
機材の用意
入力：マイク
中継：FMトランスミッター
出力：FMラジオ
発信する情報→定時連絡/ローカル情報など

□ 医療的支援 = DMA T に準ずる

第3節 車中泊避難所の役割と人員配置について

- 役割/人員配置
 - ・ 受付時
受付（検温・説明・書類配布）
誘導（駐車位置/書類回収）
 - ・ 運用時
巡回支援/再配置/出入確認/物資配布 など（要検討）
 - ・ 役割の明確化と役割分担
※避難者が運営に参画する仕組みを作る
例：車中泊避難所に来る人を地域との事前の協議で決定
→地域と指定管理者でルール決め&運営
※運営人員と避難者→運営に関わる避難者に「責任」を負わせない！！
- 検討事項
 - ・ 車中泊避難所内の避難者同士のネットワークの作り方
（例：情報伝達→回覧板 / 班編制 役割分担など）
 - ・ 避難所の運営体制のパターン想定
（車中泊避難関わるステークホルダーの構成を考慮した運営体制の想定）



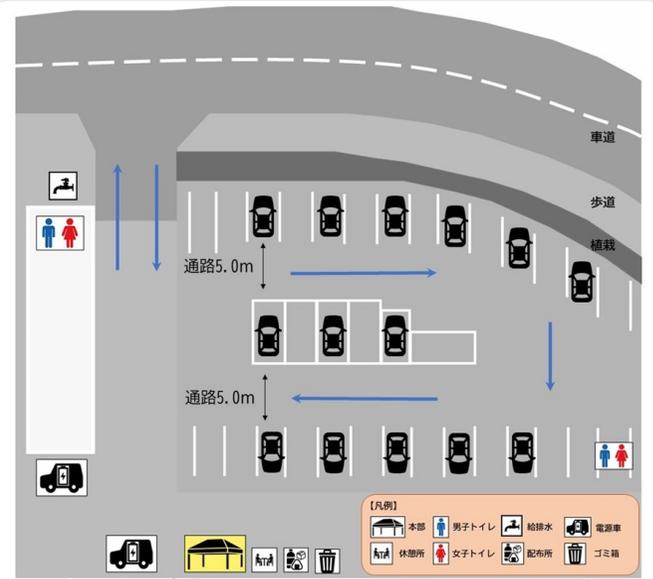
○ 必要な機能と配置のポイントとして、トイレ、給水/排水、電源、休憩所、更衣室、本部の設置について、それぞれの設置の注意点や確認すべき事項等が示されている。

第4節 車中泊避難所の機能と配置のポイント

- **トイレ**：
 - ・急性期には50人つき1台。安定期では20人に1台を用意する
 - ・トイレの台数における男女比は、男1：女3（スフィア基準）
 - ・感染予防対策として
 - 利用方法の注意喚起の張紙 □ 消毒液 □ ペーパータオルを用意する
 - ・使用後の紙の処理について
 - トイレを利用した後のトイレトーパーの分別方法を考慮しておく
 - ・仮設トイレについて
 - 1台の容量は500ℓである。
 - 仮設トイレ1台がいっぱいになる人数を積算してみる
- 1人1回あたりの排泄量1.5ℓ、トイレに行く回数を1日5回と仮定
 $500\ell \div 1.5\ell = \text{約}300\text{人分/1台}$ $300\text{人分} \div 5\text{回} = \text{約}60\text{人分/1台}$

- **給水/排水**：
 - ・施設の既存の物の場所と数量を確認する
- **電源**：
 - ・施設の既存の物の場所と数量を確認
 - ・電源車：
 - 車の性能を確認しておく（発電・給電方法と充電容量など）
 - 利用可能なワット数の使用用途を想定しておく
- **休憩所**：
 - ・日中外に出ない人のための情報交換の場として設置する
- **更衣室**：
 - ・車内では狭くて着替え等は難しいため用意する

- **本部**：
 - ・支援体制づくりと支援内容を想定しておく
 - 管理者のみでの避難所運営ではなく避難者も運営に関わる仕組みを作る
 - 想定される支援内容は
 - 巡回支援（避難者の健康状態等の把握）
 - 情報支援（避難者に必要な情報の提示提供）
 - 支援物資の配布
 - 医療・衛生（エコノミークラス症候群対策　その他はDMATに準じる）
 - ・避難所の情報の整理と把握
 - 施設名/責任者/連絡先（電話） 避難者数/要配慮者数・属性既存の設備/必要物品
 - 災害対策本部等と情報共有する



5. その他（災害ケースマネジメント等）



【災害ケースマネジメント】

被災者一人ひとりの被災状況や生活状況の課題等を個別の相談等により把握した上で、

必要に応じ専門的な能力をもつ関係者と連携しながら、

当該課題等の解消に向けて継続的に支援することにより、

被災者の自立・生活再建が進むようマネジメントする取組

【課題】

- ・自ら声をあげられない被災者の存在
- ・在宅避難者の増加
- ・支援漏れの発生

- ・被災者の抱える多様な課題の存在
- ・行政の対応が難しい課題の存在

- ・その場での対応だけでは、必ずしも課題の解決につながらない場合がある
- ・個々の被災者に寄り添った支援が必要

**被災者の自立・生活再建の早期実現、
コミュニティやまちづくりなどの地域の復興を通じ地域社会の活力維持に貢献**

災害ケースマネジメントに関するこれまでの取組



内閣府の取組

令和3年度

- ・防災基本計画に災害ケースマネジメントに関連する記載を追加
- ・先進的な取組を行う自治体の事例を集めた取組事例集を作成・公表

令和4年度

- ・災害ケースマネジメントの標準的な取組方法をまとめた手引書を作成・公表（3月）
- ・災害ケースマネジメントの平時の準備状況などの自治体の取組について調査を実施

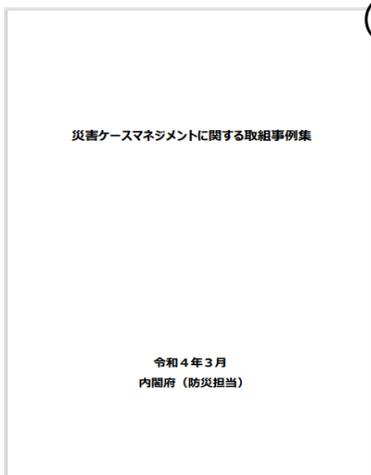
令和5年度
以降

- ・令和5年5月の防災基本計画の見直しにおいて、「災害ケースマネジメント」の位置づけを明確化

- 地方公共団体は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。
- 国〔内閣府、厚生労働省〕及び地方公共団体は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

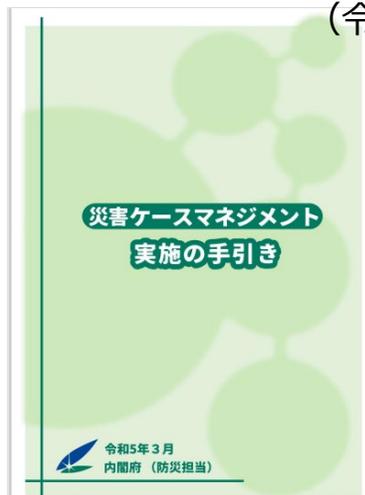
- ・取組事例集や手引書を活用し、地方公共団体職員、福祉関係者、NPO等の幅広い関係者を対象とした説明会などの周知・普及を実施

【災害ケースマネジメントに関する取組事例集】
(令和4年3月作成)



<https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagousei/case/pdf/zenpen.pdf>

【災害ケースマネジメント実施の手引き】
(令和5年3月作成)



<https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagousei/case/pdf/r5zenpen.pdf>

災害ケースマネジメントに関する内閣府の取組



- 令和5年度から地域における顔の見える関係の構築を図るため、社会福祉協議会等の福祉関係者や士業関係者、NPO等の有識者へ取組の紹介等の講演をいただき説明会を都道府県と連携して実施しており、令和6年度においては5つの都道府県と連携して開催予定。
- 令和6年度からは新たに、平時から災害ケースマネジメントの実施体制を構築するため、モデル自治体を選定した上で各団体における取組を後押しするためのモデル事業を4自治体と連携して実施予定。

【モデル事業実施団体】伊勢市、岡崎市、愛知県、高知県

自治体名	事業（例）
伊勢市	発災直後～避難所運営段階のフェーズにおけるアウトリーチの際に使用する様式を関係者の意見交換もいながら作成
岡崎市	災害ケースマネジメント推進会議の開催、地域で担い手となる人材の育成研修
愛知県	NPOと連携したワークショップを含む研修会
高知県	高知版災害ケースマネジメントの手引きの周知、具体的な事例を扱う研修会

【説明会開催団体】北海道、茨城県、富山県・長野県、鳥取県

プログラム例

(1) 基調講義

学識経験者による講演等

(2) 事例紹介

社会福祉協議会や士業関係者、NPO、専門職の有識者が過去の災害時における取組を紹介

(3) グループワーク

具体的なケースを題材に被災者当事者の状況を理解し、支援につなげるまでを議論

共催：内閣府 北海道

災害ケースマネジメントに関する 地方公共団体及び関係民間団体向け 説明会

参加無料

被災者の主体的な自立・生活再建を目指して、災害ケースマネジメントをどのように進めていくか。取組の広がりについて考える

災害時、訪問等のアウトリーチにより被災者の状況を把握し、官民連携の下、多様な課題に対応することで被災者の主体的な自立・生活再建のプロセスを支援する「災害ケースマネジメント」が各地で進められてきています。

災害ケースマネジメントを各地域で進めていくために、災害ケースマネジメントに関わる様々な立場の方から取組や事例を伺い、この取組の広がりについて考える機会を設けます。

日時	令和6年11月7日(木) 13:30~16:30 (開場 13:00)
会場	会議・研修施設 ACU 大研修室1614 (〒060-0004 札幌市中央区北4条西5丁目アステイ45 16F)
定員	100名程度

プログラム (予定)

基本的事項について学事前講義映像(約50分)を視聴のうえご参加ください。

導入講義	鍵屋 一 氏	跡見学園女子大学 観光コミュニケーション学部 教授
事例報告	今井 喜代子 氏	むかわ町 保険介護課 主任介護支援専門員
	坂本 豊 氏	社会福祉法人北海道社会福祉協議会 地域福祉部 市民活動推進課 課長
	篠原 辰二 氏	一般社団法人Wellbe Design 理事長

グループワーク 【被災当事者の状況を理解する】
過去の災害ケースマネジメントの実践から具体的なケースを取り上げ、被災者の置かれている状況や困りごと、課題などを考えます

お申込み

次のURLか二次元コードよりお申込みください。
<https://dynax-eco.com/dcm2024/hokkaido/>



申込・参加に関する 問合せ

災害ケースマネジメントに関する地方公共団体及び関係民間団体向け説明会事務局
株式会社ダイナックス都市環境研究所 担当：鈴木、小池、津賀
〒105-0003 東京都港区西新橋3-15-12 GHOUSE 5F
TEL：03-5402-5355 Mail：dcm2024@dynax-eco.com

研修内容に関する 問合せ

北海道 総務部 危機対策局危機対策課 危機管理係（担当：樋口、我道）
TEL：011-204-5014
内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）付（担当：信藤）
TEL：03-3593-2849

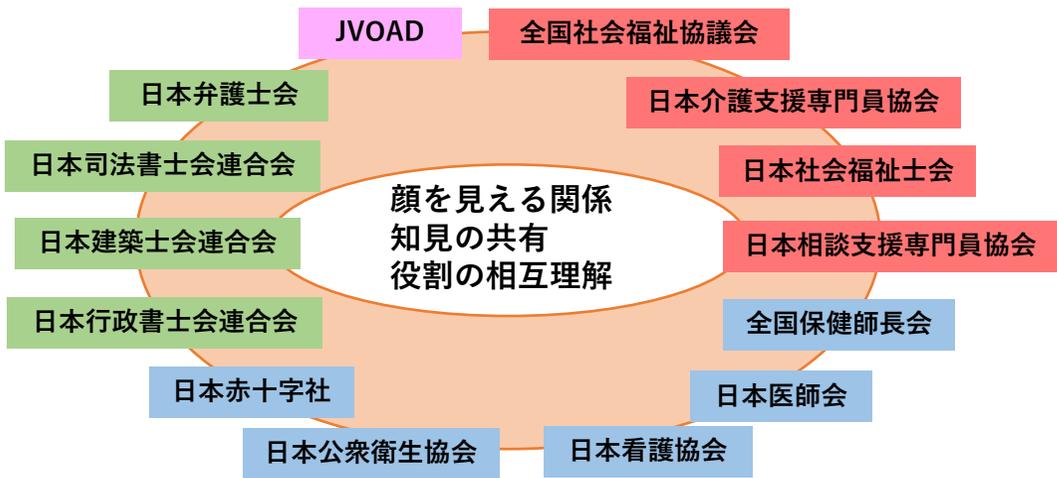
説明会の広報チラシ

災害ケースマネジメント全国協議会について

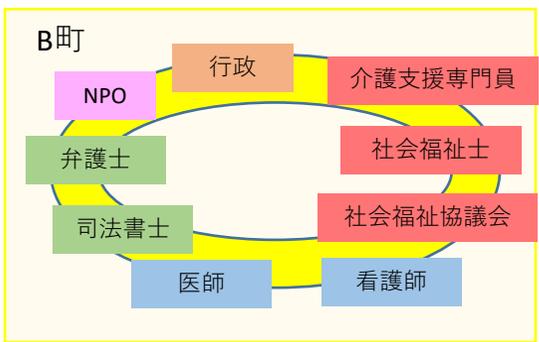
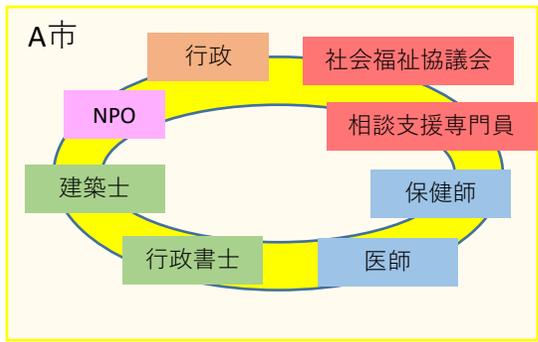


- 令和6年度より関係団体で構成される「災害ケースマネジメント全国協議会」を設置し、関係団体間で顔の見える関係を構築するとともに、それぞれが持つ知見の共有や役割について相互理解を図る。
- 当該協議会は年に1回から2回程度の頻度で開催する予定であり、議題はその都度設定し、その年に起きた災害における各団体の取組の紹介や課題となっている点について、各団体から意見をいただき、議論を深めることなどを想定。
- 全国レベルの関係団体で連携を図ることで、各地域レベルで災害ケースマネジメントに携わる関係者の平時からの連携を後押し、災害ケースマネジメントのより一層の促進を図る。

災害ケースマネジメント全国協議会



地域レベルの取組を後押し



【構成団体】	
全国社会福祉協議会	日本介護支援専門員協会
日本社会福祉士会	日本相談支援専門員協会
全国保健師長会	日本医師会
日本看護協会	日本公衆衛生協会
日本赤十字社	日本行政書士会連合会
日本建築士会連合会	日本司法書士会連合会
日本弁護士連合会	
全国災害ボランティア支援団体ネットワーク (JVOAD)	



第1回の様子



- 東日本大震災において、避難所に避難した者のみならず、在宅での生活を余儀なくされた者に対しても困難な状況をもたらした。
- 中央防災会議防災対策推進検討会議の最終報告において『在宅での避難生活を余儀なくされた方々に対しても、国、地方公共団体、民間企業、民間団体等の関係組織が協力して適切な対応をとることで、情報、支援物資、福祉等のサービスの提供が行き届くよう、取組の指針を策定すべきである。』とされたところであり、こうした在宅者への支援についても、地方公共団体をはじめとする災害応急対策責任者において適切な対応がとられるよう、基本的な責務を災害対策基本法に規定。

（避難所における生活環境の整備等）

第八十六条の六 災害応急対策責任者は、災害が発生したときは、法令又は防災計画の定めるところにより、遅滞なく、避難所を供与するとともに、当該避難所に係る必要な安全性及び良好な居住性の確保、当該避難所における食糧、衣料、医薬品その他の生活関連物資の配布及び保健医療サービスの提供その他避難所に滞在する被災者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（避難所以外の場所に滞在する被災者についての配慮）

第八十六条の七 災害応急対策責任者は、やむを得ない理由により避難所に滞在することができない被災者に対しても、必要な生活関連物資の配布、保健医療サービスの提供、情報の提供その他これらの者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

※災害応急対策責任者：指定行政機関（主に各省庁）の長及び指定地方行政機関（主に各省庁の地方支分部局）の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者



避難生活の環境変化に対応した支援の実施に関する検討会の設置について

- 近年、個々の事情により避難所以外に避難する被災者の増加や被災者の支援を担う行政職員の減少、避難所や在宅避難者の支援に取り組む民間団体の増加等、避難生活を取り巻く環境が大きく変化している。
- 昨年から開催されている「被災者支援のあり方検討会」においても避難生活に係る課題について指摘があったところ。
- 避難生活をめぐる環境の変化に対応した支援の実務的な実施方策について議論を行うため、自治体職員等、支援の実務に精通した者による「避難生活の環境変化に対応した支援の実施に関する検討会」（以下「検討会」という。）を設置する。
 ※検討会では、「被災者支援のあり方検討会」に経過の報告を行いながら、議論を進める。

主な検討事項

- **避難所以外に避難する被災者に関する考え方の整理**
 - ・場所（避難所）から人（被災者）の支援への転換の必要性について
 - ・官民が連携した被災者支援の実施について

等
- **被災者の状況の把握**
 - ・被災者の状況把握を行うための体制について
 - ・要配慮者への対応等、状況把握のための留意点について

等
- **避難所以外の支援拠点**
 - ・避難所以外の支援拠点の必要性や位置づけについて
 - ・支援拠点に求められる具体的な機能について

等
- **車中泊避難者への支援**
 - ・車中泊避難の位置づけや健康上の観点から留意すべき事項について
 - ・車中泊避難の実施場所に求められる具体的な機能について

等

委員

・被災経験のある自治体や避難所以外に避難する被災者の支援の取組を有する自治体の職員等を中心に、実務経験を有する有識者、医療・福祉関係者を加えて検討会の委員とする。

(座長)	有吉 恭子 齋藤 浩司 阪本 真由美 菅野 拓	吹田市 三鷹市 兵庫県立大学 大阪公立大学
【委員】	鈴木 申明 田崎 素子 永野 裕二 内田 敏郎 中原 優江 丸山 嘉一 明城 徹也 八巻 舞子 吉原 繁	群馬県社会福祉協議会 新潟県 倉敷市 (R5.8～R6.3) 倉敷市 (R6.4～R6.5) 徳島県 日本赤十字社 全国災害ボランティアネットワーク 丸森町 熊本県

【オブザーバー】 内閣府男女局・消防庁・厚生労働省・国土交通省

検討状況

第1回（令和5年8月1日）～第8回（令和6年5月20日）
 令和6年6月28日にとりまとめを公表

避難生活の環境変化に対応した支援の実施に関する検討会とりまとめ(概要)

- 近年の災害では、在宅や車中泊等で避難生活を送る避難者等が多く存在しているほか、新型コロナウイルス感染症拡大を受けて分散避難の取組が進むなど、避難者等の避難生活を取り巻く環境は大きく変化している。
- また、避難者の支援を全て行政職員が担うことには限界があるため、避難者等の支援に取り組む民間団体との連携が必要である。加えて、近年自宅等で災害関連死が多く発生していることや、今後南海トラフ地震等の大規模災害ではさらなる被害が想定されることから、これら避難所以外に避難する者の状況把握や支援方策の検討は喫緊の課題である。
- このため、内閣府では、「避難生活の環境変化に対応した支援の実施に関する検討会」を設置し、8回に渡り議論を行い、その成果をとりまとめた。

避難生活に係る基本的な考え方

<「場所（避難所）の支援」から
「人（避難者等）の支援」への
考え方の転換>

<官民連携による被災者支援>

<平時・生活再建フェーズとの
連続性の確保>

<デジタル技術の利活用>

具体の取組

避難者以外の避難者等の 支援の枠組み

- ・ 危機管理、医療、保健、福祉、住宅、教育、住民制度など関係部局、民間支援団体が連携しつつ、避難者等の状況把握、避難所の運営や環境改善、在宅避難者等の支援等の被災者支援の業務を一元的に担う体制の構築を促す。

避難者等の状況把握

【考え方】

- 発災直後から関係者が連携して避難者等の状況把握を行う。支援漏れを防止するため、状況把握を行う主体間の連携体制について平時から検討する。

【主な取組】

- 状況把握を行う主体の連携体制の整備
- アウトリーチを行う際の優先順位の検討
- 関係者が共通して使用する調査項目の検討
- 被災者自ら情報発信を行う仕組みの構築

避難所以外の避難者の支援拠点

【考え方】

- 在宅避難者等についても、避難所の避難者と同様に必要な支援を受けられるよう、支援拠点の設置や支援内容について平時から検討する。

【主な取組】

- 被災状況や避難所の状況等に応じて、在宅避難者の支援拠点を設置
- 機能に応じて自治会レベルの拠点や広域の拠点など様々な規模の支援拠点の設置を検討
- 支援拠点で食事や物資の支援、情報提供を実施

車中泊避難者の支援

【考え方】

- 災害時には、やむを得ず車中泊避難を行う避難者等が一定程度発生することを想定し、地域の実情に応じた支援方策について平時から検討・準備する。

【主な取組】

- 住民への車中泊避難の注意点等の広報
- 車中泊避難を行うためのスペースを平時から検討・公表
- 水・食料に加え、弾性ストッキング等を備蓄・配布
- 保健師等と連携した健康管理を実施

平時からの 取組

- ・ 在宅や車中泊避難者に対する支援について防災計画等への位置づけ。地域コミュニティの取組については地区防災計画の活用も効果的。
- ・ 災害協定の締結等を進めるとともに、支援に関わる多様な主体を巻き込み、在宅避難者や車中泊避難者の支援に係る訓練を実施。
- ・ 平時における地域資源を災害時の支援拠点としても活用。
- ・ 地域の防災力を向上させる取組を通じて自助・共助による支援能力を涵養するなど避難生活支援に携わる人材を育成。

【別冊】被災者支援に関するアンケート調査結果（全国の都道府県及び市町村に対し、在宅避難者や車中泊避難者の支援に関するアンケートを実施）

⇒多くの自治体が在宅避難者や車中泊避難者の支援の必要性を認識していると回答する一方、取組が進まない理由として、①制度上の位置づけの不明瞭さ、②ノウハウの不足、③人員不足等が指摘された。



■ 「避難生活の環境変化に対応した支援の実施に関する検討会」のとりまとめや防災基本計画に在宅・車中泊避難の支援が位置づけられたことを受けて、自治体向けに在宅・車中泊の支援方策を示した「在宅・車中泊避難者等の支援の手引き」を作成・公表している。

在宅・車中泊避難者等の支援の手引き

手引きの目次

状況把握の実施体制のイメージ

在宅・車中泊避難者等の支援の手引き

令和6年6月
内閣府(防災担当)

I はじめに

II 避難所以外の避難者等の支援に係る基本的な考え方

III 避難所以外の避難者等の支援に係る平時の準備

1. 計画・訓練・協定の活用
2. 支援体制の整備・人材の育成

IV 避難者等の状況把握

1. 避難者等の状況の把握の必要性等
2. 避難所等の状況の把握の取組

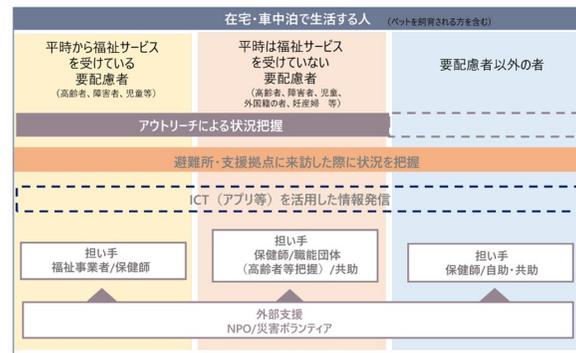
V 在宅避難者の支援

1. 在宅避難者支援の考え方
2. 平時の取組
3. 発災時における対応

VI 車中泊避難者の支援

1. 車中泊避難者支援の考え方
2. 平時からの取組
3. 発災時における対応

VII 参考資料



情報の収集・集約・利用の仕組みの構築イメージ





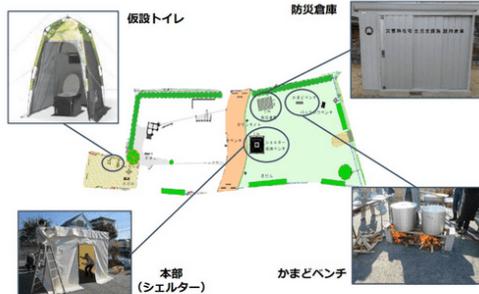
- 本手引きにおいては、在宅・車中泊避難者等の支援における**基本的な考え型や取組のポイント**を示すとともに、取組の参考となるように、**コラム**として自治体等の**具体的な取組を事例**として紹介している。
- 被災者の円滑な状況把握の参考となるように、行政機関やNPOが使用することを想定した**調査票のひな形**や**利用目的の記載例等**を示している。

コラム（自治体等の取組事例）

【コラム】災害時在宅生活支援施設の設置（東京都三鷹市）

- 三鷹市では、平時から災害時在宅生活支援施設の整備を進めている。
- 災害時在宅生活支援施設では、仮設トイレの設置や炊き出しの実施、救援物資等の配給の実施が想定されているほか、これに限らず地域の防災の活動拠点として、情報共有やコミュニティの「場」として活用の発展が期待されている。
- 原則として、自治会等の地域住民による運営が想定されており、平時から訓練等も実施されている。

	避難所	災害時在宅生活支援施設
機能	市民が一定期間生活する場所	自宅で避難生活を送る在宅避難者に対して、ライフラインの途絶等に伴うトイレや食事、情報提供などの一定の支援を行う場所
運営主体	自主防、学校、市などの避難所運営委員会	原則として、当該施設の町会・自治会を中心とする地域住民
開設基準	市内の被害状況や施設及び施設周辺の被害状況などに応じて、市災害対策本部長が決定する。	<ul style="list-style-type: none"> ①市が開設を要請する場合（避難所がすでに開設されている状態で、ライフラインの途絶が継続している場合など） ②町会・自治会など地域住民が開設の必要があると判断した場合



▲ 災害時在宅生活支援施設のイメージ

【コラム】車中泊避難に関する広報の例（新潟県）

- 新潟県では、防災に役立つ各種パンフレットを作成し、防災意識啓発に活用している。
- 緊急時に車で避難する“自動車避難”と避難生活において車を使用する“車中泊避難”を区別した上で、災害時にやむをえず車中泊避難をする場合に備えて、注意するポイントなどをパンフレットに整理し、公表している。
- 安全な車中泊避難を実施するためのポイントとして、①安全な場所を選ぶこと、②車中で体調を崩さないこと、③必要なものを用意することの3つを挙げている。
- エコノミークラス症候群については、チェックリストを作成し、リスクの高い人への注意喚起を行っているほか、併せて対処方法や救護所に行く必要がある場合の例を示している。

調査票のひな形

Ⅶ 参考資料

参考資料① 調査票のイメージ(A:発災直後～)

調査票	
(1) 基礎情報	
記入日時	年 月 日 () 時
記入者の氏名	
記入者の生年月日	年 月 日 年齢: 歳 性別:
自宅住所	
連絡先	固定電話: 携帯電話:
自宅の形態	<input type="checkbox"/> 持ち家 <input type="checkbox"/> 借家・賃貸 <input type="checkbox"/> その他 []
現在の避難生活場所	<input type="checkbox"/> 避難所 [場所:] 誰が: [] <input type="checkbox"/> 自宅 [誰が:] <input type="checkbox"/> 知人宅 [誰が:] <input type="checkbox"/> 車中泊 [場所:] 誰が: [] <input type="checkbox"/> その他 [場所:] 誰が: []
世帯主の氏名	<input type="checkbox"/> 記入者と同様
世帯主の生年月日	年 月 日 年齢: 歳 性別:
世帯人数	(記入者含む) 名
世帯構成	<input type="checkbox"/> 高齢者 <input type="checkbox"/> 乳児 <input type="checkbox"/> 幼児 <input type="checkbox"/> 小学生 <input type="checkbox"/> 中学生 <input type="checkbox"/> 高校生 <input type="checkbox"/> 妊産婦 (妊娠週数:) <input type="checkbox"/> 入院中の者 <input type="checkbox"/> 施設入所中の者 <input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 外国人 <input type="checkbox"/> ペット (種別:) <input type="checkbox"/> その他 []
要配慮者	<input type="checkbox"/> 世帯の中に医療的な支援が必要な方がいる →個別項目【医療関係情報】へ <input type="checkbox"/> 世帯の中に福祉的な支援が必要な方がいる →個別項目【福祉関係情報】へ
避難所以外の避難者等がある場合、避難所・支援拠点による支援の利用状況、必要とする支援 (又は利用予定)	<input type="checkbox"/> 利用している (利用している避難所・支援拠点の場所:) → <input type="checkbox"/> 応急給水 <input type="checkbox"/> 食事 <input type="checkbox"/> トイレ <input type="checkbox"/> 生活物資 <input type="checkbox"/> 入浴 <input type="checkbox"/> 各種支援情報 <input type="checkbox"/> 利用していない <input type="checkbox"/> 利用することが困難 →必要な支援 <input type="checkbox"/> 応急給水 <input type="checkbox"/> 食事 <input type="checkbox"/> トイレ <input type="checkbox"/> 生活物資 <input type="checkbox"/> 入浴 <input type="checkbox"/> 各種支援情報
(2) 被災状況	
ライフライン等の復旧状況	<input type="checkbox"/> 全て復旧している <input type="checkbox"/> 復旧がまだのものがある (復旧していないものをチェック) → <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> 水道 <input type="checkbox"/> キッチン <input type="checkbox"/> お風呂 <input type="checkbox"/> 給湯器 <input type="checkbox"/> トイレ <input type="checkbox"/> 固定電話 <input type="checkbox"/> 携帯電話 <input type="checkbox"/> お風呂 <input type="checkbox"/> インターネット通信 <input type="checkbox"/> 洗濯機 <input type="checkbox"/> 冷蔵庫 <input type="checkbox"/> 電子レンジ <input type="checkbox"/> エアコン

(参考) 防災基本計画修正 (令和6年6月) の概要



■ 防災基本計画

災害対策基本法に基づき、中央防災会議が作成する我が国の防災に関する総合的かつ長期的な計画で、指定行政機関や指定公共機関が作成する防災業務計画や、自治体が作成する地域防災計画の基本となるもの

主な修正項目

最近の施策の進展等を踏まえた修正

- **新たな総合防災情報システムの運用開始**
 - ・ 防災情報の総合防災情報システム (SOBO-WEB) への集約
- **水害対策の強化**
 - ・ 道路のアンダーパス冠水等を踏まえた対策の強化
- **避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援**
 - ・ 自治体、保健師、福祉関係者等の中で連携した状況把握の実施
 - ・ 在宅避難者、車中泊避難者に対する支援に係る拠点の設置や、被災者支援に係る情報の提供

関連する法令の改正を踏まえた修正

<活動火山対策特別措置法の改正>

- **活動火山対策の強化**
 - ・ 火山調査研究推進本部の設置
 - ・ 「火山防災の日」を活用した防災知識の普及
 - ・ 登山届等を容易に提出できる仕組みへの配慮

<医療法の改正>

- **災害支援ナースの充実・強化**

<水防法及び気象業務法の改正>

- **国が取得した指定洪水予報河川に関する予測水位情報について、都道府県の求めに応じた提供の実施**

<災害対策基本法施行令の改正>

- **緊急通行車両確認標章等の事前交付**

令和6年能登半島地震を踏まえた修正

<令和6年能登半島地震に係る検証チーム>

- **被災地の情報収集及び進入方策**
 - ・ 車両や資機材の充実・小型化・軽量化
 - ・ 無人航空機、SAR衛星、衛星インターネット等の活用
 - ・ 海路・空路を活用した道路啓開に向けた調整
 - ・ 道路管理者と生活インフラ事業者との連携強化
- **自治体支援**
 - ・ 派遣職員が現地で自活できる資機材や装備品の充実
 - ・ 応援職員等の宿泊場所として活用可能な施設やスペース等のリスト化
- **避難所運営**
 - ・ パーティション、段ボールベッド等の避難所開設当初からの設置
 - ・ 避難所における生活水の確保
 - ・ トイレカー等のより快適なトイレの設置への配慮
 - ・ 高齢化の進展を踏まえた福祉的な支援の充実・明確化
 - ・ 保健医療福祉に係る支援者 (JRAT、JDA-DAT等) の明確化
- **物資調達・輸送**
 - ・ 運送事業者等との連携による、物資輸送拠点の効率的な運営に必要な人員、資機材等の速やかな確保

<その他各省庁における振り返り>

- **長時間継続する津波の見通し等に関する解説**
- **より実態に即した液状化リスク情報の提供**

※今後、政府においては、中央防災会議・防災対策実行会議の下に設置するワーキンググループで、引き続き有識者等を交えた検証を行うとともに、フェーズごとに災害対応業務を「見える化」することや、実践的な訓練・研修等に取り組んでいく。

(参考) 令和6年度総合防災訓練大綱の概要



- ・訓練を企画・実施する際の基本方針、国の訓練事項、地方公共団体の訓練への留意点等を示すもの
- ・継続的・計画的に取り組むべき事項に加え、既往災害からの教訓や社会状況の変化等を反映
- ・年度末から年度当初の時期に、中央防災会議で決定するもの

基本的な考え方

能登半島地震等の既往災害を踏まえた災害対応力向上

- 受援計画等に基づく応援職員の受け入れに関する訓練の実施
- 地域住民や地元企業の支援活動をメニューに含めた訓練の実施
- 避難所の生活環境向上（段ボールベッド・パーティションの設置等）や、在宅・車中泊避難者等の状況把握、さらに地方公共団体間連携による二次避難先の運営に関する訓練の実施
- 物資の調達・輸送等の訓練の実施
- 災害時に孤立することが想定される地区への対応訓練の実施
- NPO、ボランティア等、多様な主体と連携した訓練の実施
- 男女共同参画及び要配慮者の視点に立った訓練の実施



車中泊避難者等の状況把握訓練



孤立地域を想定した訓練

より実践的、効果的な訓練

- 発生時間帯や避難方法等について、より実践的かつ起こり得る最悪事態の想定を踏まえた訓練の実施
- 関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する、災害ケースマネジメント訓練の実施



地域住民参加の夜間避難訓練



災害ケースマネジメント訓練

デジタル等の新技術の活用

- デジタル等の新技術を活用した災害対応に備えた、実践的な操作訓練の実施
- スマホアプリ等のデジタルツールを活用した訓練の実施



避難支援情報を表示するスマホアプリを活用した避難訓練



ご清聴ありがとうございました。

